

氏名	孫 長亮	
授与した学位	博 士	
専攻分野の名称	文 学	
学位授与番号	博甲第 6078 号	
学位授与の日付	2019年9月25日	
学位授与の要件	社会文化科学研究科 社会文化学専攻 (学位規則4条第1項該当)	
学位論文題目	清末中国における日本女子教育受容の研究	
学位論文審査委員	准教授 土口史記	准教授 和田郁子
	准教授 渡邊佳成	名古屋大学准教授 土屋洋

## 学位論文内容の要旨

本論文は、清末中国における日本女子教育受容の実態を解明しようとするものである。19世紀末における日清戦争の敗北後、清は日本に倣って近代国家の建設を目指し始めたが、女子教育の分野においても日本が模範とされた。日本から女子教育を受容するためのルートとしては、(1) 中国女子の日本留学、(2) 日本教科書の中国への導入、(3) 日本女性教習の招聘、(4) 中国官紳の日本視察、の4点が挙げられる。しかしながら従来の研究においては、もっぱら前二者の課題に関心が集中し、後二者についての研究はほとんど手が付けられていない。この点で清末女子教育における日本受容の実態解明は依然不十分であると言える。そこで本論文は(3)(4)の課題に取り組みとともに、当時の女子教育の理想像として日中双方において強い影響力をもった「良妻賢母」理念の相をも検討課題とする。

序章「本研究の視座と課題」においては、問題提起と先行研究の整理を行ったうえ、本論文が設定する3つの研究課題が示される。すなわち(1) 中国による日本女子教育受容の濫觴を探ること、(2) 日本からの女性教習の招聘活動および日本の女子教育への視察活動の実態を解明すること、(3) 日本から導入された「良妻賢母」理念をめぐる論争を分析し、清末中国における女子教育理想像の構築過程の一端を明らかにすることである。

第1章「19世紀末葉までの中国女子教育の概観」では、上記3つの研究課題を検討するための「前史」として、古代から清末までの中国女子教育の歴史が概括的に述べられる。前漢時代以来、『列女伝』などの女子教育書籍が出現するが、それらは基本的に女子の貞節・従順を主旨とし、男尊女卑の傾向は不変であった。19世紀後半のアヘン戦争以後、中国に西洋女子教会学校が相継いで設立さ

れたことでそうした伝統的価値観は揺らぎはじめ、近代的な女子教育のための初歩的な基礎が固められた。

第2章「清末中国における女子教育日本受容の濫觴—中国女学堂」は最初の中国人自営の女子教育機関として1898年に設立された中国女学堂について取り扱う。19世紀末には西洋の教会女学校が主導的な地位を占めたが、中国女学堂には日本の「華族女学校規則」が導入されている。これがいかにして中国女学堂に受容されたのかを検討することによって、従来「中・西合併」の性格を持つとされてきた中国女学堂が「東」（日本）に関わる性格をも有したこと、またそれが中国女子教育における日本受容の濫觴と位置づけうるということが明らかにされる。

第3章「清末中国における日本女性教習の教育活動とその特色」では、清政府および民間による日本女性教習の招聘活動に焦点をあてる。まず招聘活動の歴史的経緯について確認したうえで、女性教習の活動内容を網羅的に収集・整理する。ついで戸野美知恵らと湖北幼稚園、服部繁子と豫教女学堂、松里島子らと福建女子職業学堂といった具体例を挙げてその活動内容を復元する。日本女性教習の教育活動は、旧来の中国の女性観、すなわち家庭内に束縛する女徳倫理を最重視してきた女性観に転換を促し、一部の中上流家庭に留まりはするものの中国人女子が近代教育を受けることを可能にし、彼女らが外部世界に触れるためのプラットフォームを提供した、と結論づける。

第4章「清末中国における官紳の日本女子教育視察」は、清の官紳らによる日本女子教育の視察活動を検討対象とする。まず官紳の日本視察に至る背景について確認したうえで、官紳の視察日記である『東遊日記』を主たる史料として、視察に関する情報を網羅的に整理分析する。さらに視察者の具体例として単士厘、厳修、張謇らの活動や視察現場を再現し、それらがいかにして中国の女子教育に貢献したのかを論じる。官紳らの渡日目的は本来、男子教育を主としたが、それに付随して女子教育をも視察しており、そこで得られた知見を主導的に中国へと導入したのであり、これが中国女子教育を振興する動力の一つとなっていた。

第5章「清末中国における女子教育理想像の構築—日本型「良妻賢母」理念をめぐる議論」は、日本型「良妻賢母」理念の中国女子教育への導入とそれへの反応について論じる。清末知識人のあいだで巻き起こった「良妻賢母」理念をめぐる論争は、特に1904年末以後に本格化し、賛成・反対いずれの陣営も様々な理論を駆使して論陣を張った。確かに清末の女子教育界においては日本型「良妻賢母」が主導的理念であったものの、ナショナリズムの覚醒が重視される情勢下では、自律的に革命救国を担う「女国民」などの理念が次第に強調されるようになった。清末女子教育の理想像は、そうした議論の整理過程において次第に構築されていたものであった。

終章においてはこれまでの議論を整理し、各章の結論を再確認したうえで、清末中国と明治日本それぞれの「良妻賢母」観の歴史的特徴とその女子教育との関わりを対比的に論じる。日本が清末女子教育にとってのモデルとなっていたことは疑いないものの、その一方で中国が自身にとってよりふさわしい教育方法を不断に模索していたことがここで確認される。さらに近代中国女子教育史研究の今後の課題として、日本人女性教習と中国女学堂との衝突、民国期以降の女子教育と国情との関わりといった論点についてさらなる検討を進めるべきことが展望される。

## 学位論文審査結果の要旨

審査会は2019年6月20日に、土口史記（主査）、渡邊佳成（副査）、和田郁子（副査）の学内審査委員3名、学外審査委員土屋洋名古屋大学准教授によって行われた。まず著者より予備審査において指摘された事項にどのような修正を加えたのかについて説明がなされた。すなわち（1）章立ての修正、すなわち末尾第6章に置かれていた研究史整理の一部が序章に編入され、全体としてより一貫性のある叙述となったこと、（2）日清戦争以前の女子教育史を概観する第1章のうち、史料根拠の不確かな部分が削除されたこと、（3）章節題の日本語字句の修正が適切におこなわれたことなどを確認したのち、審査委員からの講評および質疑応答が行われた。審査委員から提示された本論文への評価と問題点は以下の通りである。

本論文の成果として特筆すべきは、第2・3・4章における実証的な議論である。

第2章では日本の「華族女学校規則」が翻訳されて中国女学堂に導入されたことを、日中双方の史料を利用して明らかにしている。その結果、中国女学堂の教育理念は中国伝統の儒教的女徳に西洋・日本の要素を加えることで再構築されたものであったことが解明され、これをもとに著者は中国女学堂を「中・東・西合併」の性格を有するものと指摘している。従来さほど重視されてこなかった「東」すなわち日本の影響を具体的に示しえた点は高く評価される。さらにこの知見に基づき、中国女学堂こそが清末女子教育界における日本受容の起点であったという明快な結論を提示することにも成功している。

第3章では1902-1910年の間に渡清した日本女性教習の具体例を網羅的に取り上げ、彼女らの勤務地域が中国の全地域にわたり、また兼任・異動も少なくないこと、勤務先も女子師範学堂から蒙養院（幼稚園）に至るまで多様であったことを指摘する。このように女性教習の多様性を確認したうえで、さらに特色ある女性教習の活動内容について、主に日本側の史料を利用して復元する。そこで描き出される日本女性教習の姿は、単なる授業担当者にとどまるものではなく、学堂章程（規則）の起草や組織設計、教育課程編成にもコミットするという学校経営者の側面をも持つというものであった。当時の日本女性教習のイメージを考えるうえで重要な指摘と言える。

第4章もまた史料の網羅的検討に基づく成果である。本章の検討対象は、清朝官紳による日本の幼稚園・女子学校への視察であり、21世紀に入って整理編纂の進んだ清末官紳の日本視察・滞在記録「東遊日記」が存分に利用されている。著者によれば官紳らの渡日目的は実のところかなり多様であり、女子教育を主目的としたというわけでは必ずしもなかった。このことから、彼らの女子教育への注目は日本到着後のいわば偶然の結果・副産物として生じたものであったという意外性のある結論が導き出される。なおこの点について、官紳の具体例のうち厳修・張謇は、もともと女子教育への危機感を持ったうえで日本視察に赴いたと紹介されており、この例が「女子教育が主目的でない」という主張と論理的にどう整合するのか明確な説明がないことが本章の問題点として審査会において指摘された。彼らを例外として位置づけるべきなのか、だとすれば他の渡日官紳との相違が生じた所以は何であったのかなどの疑問が派生する。

以上はいずれも広範かつ綿密な史料収集に基づく成果であり、とりわけ渡清女性教習・渡日官紳の実態に対する分析は独自性に富む。また従来研究者が見落としてきた史料を丁寧に拾い上げて学界に提供している点では基礎研究としての意義をも認めることができる。

しかしながら、本論文にはいくらかの問題点が残ることも否めない。

まず先行研究の扱いについての問題である。序章では数多くの先行研究が提示されてはいるがやや羅列的な感がある。本論のテーマに直接的な関係を持つものが強調されるよう系統的な整理を行うべきであった。

また著者は清末女子教育の日本受容について4つのルート（(1) 中国女子の日本留学、(2) 日本女子教科書の中国への導入、(3) 日本女性教習の招聘、(4) 官紳の日本女子教育視察）を挙げ、先行研究は後二者を見落としてきたと指摘し本論での検討対象としている。しかし本論の研究結果が、前二者の先行研究と照らし合わせたときにどのような関係を持つのか、本論文の成果によって清末女子教育の日本受容の全体像がどのようなものになるのか、ということへの論及がない。つまり先行研究の空白を埋めることには一定程度成功しているものの、そのうえでの総合的な結論を提示する段階にまでは達していないと言える。

次に史料の掲げ方について。一部の写真図版において本旨との関係が明確に示されていないものが見受けられた。また表のうちには史料出典を挙げていないものもある（なおこれについては博論に収めない公開済みの別稿に掲示している旨、審査会において著者から説明があった）。人名の注記についても、伝記資料や人名辞典からの引用を示す場合とそうでない場合とがあり、統一性に欠ける。

その他、本論文に不足することとして、近代女子教育に対する民間の反発という事象や清朝中央政府の動向がほとんど論じられていない点、欧米における同種の研究への目配りが十分でない点が挙げられる。またアジア諸地域に視野を広げ比較史の観点を導入すべきことも審査会では指摘された。

しかしながら以上の問題点は決して本論文の学術的意義を損なうものではなく、また不足の論点についてはむしろ本論文での検討を通じて新たに浮上したものであるという性格が強い。以上の点に鑑み、審査会は全員一致で本論文が博士の学位にふさわしいことを認めた。